

# 官報 号外

昭和三十九年十二月十五日

## ○第四十七回 参議院會議録第六号

昭和三十九年十二月十五日(火曜日)

午前十時二十五分開議

### ○議事日程 第五号

昭和三十九年十二月十五日  
午前十時開議

### ○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、故議員小西英雄君に対し弔詞贈呈の件
- 一、故議員小西英雄君に対する追悼の辞
- 一、故議員原島宏治君に対し弔詞贈呈の件
- 一、故議員原島宏治君に対する追悼の辞
- 一、日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
- 一、日程第二 中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件
- 一、日程第三 昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)
- 一、日程第四 昭和三十九年度特別会計補正予算(特第一号)
- 一、日程第五 昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)
- 一、日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び天災による被害農林漁

昭和三十九年十二月十五日 参議院會議録第六号 議長の報告

業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十一月二十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)

昭和三十九年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員村松久義君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

記

松野 孝一君

同日本院は、裁判官訴追委員斎藤昇君、同谷口慶吉君及び同予備委員岸田幸雄君の辞任を許可し、その補欠として左記の通り選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び衆議院事務総長に通知した。

記

裁判官訴追委員

中山 福蔵君

同予備委員

岸田 幸雄君

(第一順位)

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員上原正吉君の同審査会委員の任期満了による後任及び

その予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

記

檢察官適格審査会委員

同予備委員

(林田正治君) 参議院議員

植木 光教君

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員岡村文四郎君及び同小林篤一君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

岡村文四郎君

小林 篤一君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員寺尾豊君が去る六月二十六日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として、また同平島敏夫君及び同松平勇雄君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

大野木秀次郎君

同

木暮武太夫君

同

林屋亀次郎君

同日本院は、飼料供給安定審議会委員本院議員梶原茂嘉君、同森部隆輔君及び同中田吉雄君の同審議会委員の任期満了等による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

坪山 徳弥君

同

森部 隆輔君

同

中田 吉雄君

同日本院は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員本院議員山本杉君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

石谷 憲男君

員温水三郎君が去る六月二十六日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

北口 龍徳君

同日本院は、九州地方開発審議会委員本院議員野上進君が去る六月二十六日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として、また同村上春蔵君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

沢田 一精君

同

米田 正文君

同日本院は、中国地方開発審議会委員本院議員吉武恵市君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

川野 三曉君

同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員高橋衛君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員

小柳 牧衛君

去る十一月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

栗原 祐幸君

文教委員

二木 謙吾君

農林水産委員

岡村文四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

岡村文四郎君

文教委員

坪山 徳弥君

農林水産委員

栗原 祐幸君

同

農林水産委員会

理事 山崎 齊君(梶原茂嘉君の補欠)  
予算委員会

理事 仲原 善一君(斎藤昇君の補欠)

理事 山本伊三郎君(瀬谷英行君の補欠)

理事 高山 恒雄君(高山恒雄君の補欠)

理事 奥 むねお君(奥むねお君の補欠)

決算委員会

理事 北口 龍徳君(山崎齊君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

去る十一月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 岡村文四郎君

文教委員 坪山 徳弥君

農林水産委員 栗原 祐幸君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 栗原 祐幸君

文教委員 二木 謙吾君

農林水産委員 岡村文四郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

大蔵委員会に付託

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業者の産業分野の確保に關する法律案

(麻生良方君外一名提出)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に關する法律案(麻生良方君外一名提出)

百貨店法の一部を改正する法律案(伊藤卯四郎君外一名提出)

スーパーマーケット法案(麻生良方君外一名提出)

中小企業者に対する資金の確保等に關する特別措置法案(麻生良方君外一名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十一月二十七日付をもつて行政管理局行政監察局監察官并原敏之君は同行政管理局長に、また行政管理局行政管理局長石川準吉君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

去る十一月三十日議員から左の質問主意書が提出された。

昭和四十年年度東北開発事業計画に關する質問主意書(渡辺勲吉君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長中山賀博君同国際連合局長星文七君及び通商産業省通商局長山本重信君の第四十七回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 上林 忠次君

大蔵委員 栗原 祐幸君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 栗原 祐幸君

大蔵委員 上林 忠次君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に關する法律案

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十七回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

行政管理庁行政管理局長 井原 敏之君

外務省経済局長事務代理 加藤 匡夫君

外務省国際連合局長事務代理 瀧川 正久君

通商産業省通商局長事務代理 今村 昇君

同日内閣総理大臣から議長宛、行政管理庁行政管理局長井原敏之君外三名(前掲議長承認)を第四十七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 中村 順造君

運輸委員 大倉 精一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大倉 精一君

運輸委員 中村 順造君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

昭和四十年年度東北開発事業計画に關する質問主意書(渡辺勲吉君提出)

去る三日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 久保 勘一君(北畠教真君の補欠)

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に關する調査

一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十九年十一月二十七日

予算委員長 寺尾 豊

参議院議長 重宗 雄三殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に關し、特に必要と認められる事項の調査を行なうと

もに、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じて実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十九年十一月二十七日

決算委員長代理 理事 相澤 重明

参議院議長 重宗 雄三殿

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大倉 精一君

運輸委員 中村 順造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大倉 精一君

運輸委員 中村 順造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大倉 精一君

運輸委員 中村 順造君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

同日議長は即日これを委員会に付託した。

裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律案

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

國際博覧會に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された國際博覧會に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
外務委員会に付託  
同日内閣から、中央選挙管理委員会である左記の者は十二月十八日任期満了となるので、後任者の任命について公職選挙法第五條の二の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記

山浦 貫一  
大浜 英子  
岸澤 彪衛  
藤牧 新平  
山崎 広

去る五日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。  
自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案  
(芳賀實君外十一名提出)

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員  
大蔵委員 栗原 祐幸君  
予算委員 上林 忠次君  
米田 勲君  
小平 芳平君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員  
上林 忠次君  
栗原 祐幸君  
阿具根 登君  
和泉 寛君  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案  
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案  
特別職の職員に給する法律等の一部を改正

正する法律案

内閣委員会に付託

昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案  
地方行政委員会に付託  
昭和三十一年度一般会計補正予算(第一号)  
昭和三十一年度特別会計補正予算(第一号)  
昭和三十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

予算委員会に付託

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案  
石炭対策特別委員会に付託  
同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員に任命したいので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の三好重夫の後任) 佐口 卓  
(六月五日任期満了の寺尾琢磨の後任) 中西 實  
(同日任期満了の有澤廣巳の後任) 馬場啓之助

同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記の通り指名した旨の通知書を受領した。  
中央選挙管理委員会委員  
大浜 英子君  
藤牧 新平君  
山崎 広君  
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員  
去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

永岡 光治君  
向井 長年君

同日内閣から左の答弁書を受領した。  
参議院議員渡辺勘吉君提出昭和四十一年度東北開発事業計画に関する質問に対する答弁書  
去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山本伊三郎君  
千葉千代世君  
井上 清一君  
阿具根 登君  
和泉 寛君  
市川 房枝君  
浅井 亨君

地方行政委員

千葉千代世君  
山本伊三郎君  
小林 英三君  
米田 勲君  
浅井 亨君  
堀 寛君  
和泉 寛君

予算委員

千葉千代世君  
山本伊三郎君  
小林 英三君  
米田 勲君  
浅井 亨君  
堀 寛君  
和泉 寛君

決算委員

千葉千代世君  
山本伊三郎君  
小林 英三君  
米田 勲君  
浅井 亨君  
堀 寛君  
和泉 寛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員  
地方行政委員  
予算委員  
決算委員

同日衆議院から左の質問主意書が提出された。  
物産政策に関する質問主意書(木村精八郎君提出)  
同日内閣総理大臣から議長宛、去る六日付をもつて外務省経済局長事務代理加藤臣夫君及び通商産業省通商局長事務代理今村昇君はそれぞれ事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員  
上林 忠次君  
堀見 俊二君  
辻 武寿君  
津島 壽一君  
鈴木 万平君  
吉武 恵市君  
宮澤 喜一君  
中山 福藏君  
佐野 廣君

法務委員

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

同

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

社会労働委員

同

農林水産委員

同

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同

法務委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

山崎 齊君  
鬼木 勝利君

鬼木 勝利君

島島徳次郎君  
栗原 祐幸君  
川野 三晴君  
横山 フク君  
森部 隆輔君  
山崎 齊君  
鬼木 勝利君

[illegible]

により、木村陸男君を社会労働委員に指名いたしました。

○議長(重宗雄三君) 議員小西英雄君は、去る八日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

参議院は議員四位勲二等小西英雄君の長逝に對しましてつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

○議長(重宗雄三君) 下村定君から発言を求められております。この際、発言を許します。下村定君。

〔下村定君登壇、拍手〕

○下村定君 議員小西英雄君は、去る八日、議員会館の自室において急逝されました。同僚議員としてまことに痛惜哀悼にたえないところであります。

ここに同君の生前を回想し、その功績をしのび、つしんで哀悼の意を表したいと存じます。小西君は、明治四十四年愛媛県新居浜市に生まれ、長じて住友自強舎を卒業、特に望まれて渡満され、満洲康徳金属株式会社社長に就任、幾多の困難を克服し、満洲開発のため鋭意努力されたのであります。敗戦のため志半ばにして断絶のやむなきに至ったのであります。

終戦後、同君は、かつて外地において幾多の辛酸をなめ、事業に精進していた多くの人々が、無一物に近い姿で内地に引き揚げてきた惨状を直視し、これらの人々に生業を与え、資産についてもできる限りその補償の道を開き、引き揚げ者の前途に明るい光明を与えることが、自分の使命であることを痛感され、引揚者団体全国連合会の顧問、さらに理事長として、献身的に活躍をしてこられたのであります。

昭和二十四年には郷党の興望をになつて衆議院議員に当選され、その後昭和三十一年には本院議員に当選、以来今日まで当選三回、議員として国政の審議に尽瘁されました。同君は、昭和三十

一年本院議員になられますと、直ちに国会議員の代表として在外財産問題審議会委員に選任され、種々尽力の結果、引揚者給付金の支給を見るに至りましたことは、私どもの記憶にまだ新たなるところであります。

君の国会における活動は、ひとりこの方面にとどまらず、決算委員長、建設委員、内閣委員等として、広くその意見を發揮せられるとともに、北海道開発政務次官として、北海道開発のため、非常な熱意をもって努力されたのであります。

また、同君は、自由民主党副幹事長、国会対策副委員長、広報副委員長等を歴任して、党の運営に貢献され、さらに本年十一月、政策審議会副会長に就任され、去る八日には、なくなれる直前まで、同会の会議に御出席になつておられたのであります。このことは、国会議員の使命を遺憾なく發揮されたものとして、何人も肅然を正さざるを得ません。

思うに、同君は、みづからをむなしくして人のために尽くすことを第一義とし、昨年から、日本身体障害者団体連合会の会長に就任し、広く恵まれない人々の援護のため、全力を傾けてこられたのであります。君の努力により、本年新たに在外財産問題審議会が設置され、在外財産問題の根本的解決が期待されている際、その解決を見届けることなく、いまだ五十三歳というお年をもつて、こつ然として世を去られたことは、君としても、さだめしお心残りのことであつたと推察いたします。

政局の前途多事多難の際、君のような卓見有能の士を失いましたことは、国家にとりまして、また、本院にとりまして、大きな損失であると申さねばなりません。

ここに同君の御逝去に對し、つしんで哀悼のことばをささげるとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 議員原島宏治君は、去る九日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、同君に對し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せら

れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

参議院は議員原島宏治君の長逝に對しましてつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいましてあります。

○議長(重宗雄三君) 村松久義君から発言を求められております。この際、発言を許します。村松久義君。

〔村松久義君登壇、拍手〕

○村松久義君 諸君のお許しを得まして、議員一同を代表して、原島宏治議員に對し、弔辭を呈したいと存じます。

議員公明党委員長原島宏治君は、本月九日急逝されました。原島君の訃報は、まさに青天のへきれきでございます。同僚議員といいたしまして、まことに痛惜のきわみでございます。

ここに原島君の御生前をしのび、つしんで哀悼の意を表したいと存じます。

原島君は、明治四十二年東京都に生まれ、昭和四年東京府立青山師範学校卒業後は、永年にわたる、数多くの子弟の訓育のため、熱誠をささげられたのであります。その間、昭和十五年創価学会に入信、幾多の辛酸をなめられました。昭和三十年には、同志の方々と政界進出を目ざされ、東京都大田区議会議員に当選、次いで昭和三十四年には、本院議員として議席を得られたのであります。

原島君の政治理念は、仏法の絶対平和の思想、仏法民主主義という基本觀念に発するものであります。まして、全世界の平和と全人類の幸福をこいねがひ、ひたむきな心情は、常日ごろ畏敬するところでありました。

本院議員に当選後は、大蔵委員会委員、懲罰委員会委員、さらに裁判官弾劾裁判所裁判員として活

躍され、なかならず、大蔵委員としての経歴は長く、豊富な経験と卓越した識見をもって、財政金融等の諸案件の審議に誠意精勵せられました。

なお、その間、昭和三十五年五月に、創価学会理事長に推挙せられ、昭和三十七年七月には、公明政治連盟を結成せられ、委員長に就任され、さらに公明党の結成に尽瘁され、本年十一月には、同党の発足とともに初代委員長の重責になられ、今後の発展の礎となる大役を果たされたのであります。

このようにして、公明党結党後、わずか二旬余りにして、不幸こつ然と幽明境を異にされた君のお立場は、衷心より御同情申し上げるものでございます。

原島君は、その性情まことに温厚篤実、人信者として、内面、自己を冷徹に律しながらも、外面は柔和にして、常に慈愛にあふれ、仏教の哲理に生きる政治家として、まことに得がたい存在でございます。今日、すでにその姿に接することにも、その声に耳を傾けることもできないようなことに相なりました。まことに惜しみて余りある痛恨事でございます。

ここに原島君の靈に對し、つしんで敬弔のまことをささげ、心から御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名。

指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でございます。

○亀井光君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○大矢正君 私は、ただいまの亀井君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 亀井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、中央選挙管理委員会に大浜英子君、山浦貫一君、藤牧新平君、岡崎三郎君、山崎広君を、

昭和三十九年十二月十五日 参議院會議録第六号

同予備委員に近藤英明君、小島憲君、中村勝正君、仲井英雄君、米山雄治君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により、佐口卓君、中西實君、馬場啓之助君を中央社会保険医療協議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)、

日程第四、昭和三十九年度特別会計補正予算(特第一号)、

日程第五、昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)、

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長寺尾君。

審査報告書

昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)  
昭和三十九年度特別会計補正予算(特第一号)  
昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)は、人事院勧告に基づく公務員給与の改善、災害の復旧、診療報酬並びに消費者米価の改定に伴う措置、義務的経費精算不足額の補てん及び所得税収入等の追加計上に伴う地方交付税交付金の増加等に必要な経費合計千六百四十四億円の追加を行なうとするもので、その財源としては、租税収入等の増加見込額八百五十一億円及び節約による既定経費の減少額二百十三億円を充てている。この補正により、昭和三十九年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、三兆三千四百五億円となる。

昭和三十九年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計補正予算に関連して、食糧管理特別会計等七特別会計において、それぞれ所要の補正を行なうとするものであるが、特に、交付税及び譲与税配布金特別会計においては、地方公務員の給与改善に必要な財源に資するため、資金運用部資金百五十億円の借入れを行ない、これを財源として地方交付税交付金を増額することとしている。

昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、日本国有鉄道及び北海道東北開発公庫において、新潟地震災害の復旧等の必要に対処して、それぞれ所要の補正を行なうとするものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)外二件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年十二月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年十二月七日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

〔寺尾君登壇、拍手〕

○寺尾君 ただいま議題となりました昭和三十九年度一般会計補正予算(第一号)、特別会計補正予算(特第一号)及び政府関係機関補正予算(機第一号)の予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの補正予算は、人事院勧告に伴う公務員給与の改善をはじめ、災害復旧その他、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要するものにつき編成されたものであります。

一般会計予算につきましても、歳出の追加額を事項別に申し上げますと、公務員給与の改善を本年九月から実施するに必要な経費三百九十二億円、災害復旧事業に必要な経費百八十八億円、農業共済再保険特別会計への繰り入れ二十九億円、診療報酬改定に伴う増加経費四十五億円、食糧管理特別会計への繰り入れ六十億円、消費者米価改定に伴う増加経費三億円、義務教育費国庫負担金等義務的経費精算不足額の補てん百八十八億円、及び所得税収入等の追加計上に伴う地方交付税交付金の増加百五十九億円、以上合計一千六百四十四億円であります。

しこうして、これに必要な財源といたしましては、租税及び印紙収入において六百五十一億円、税外収入において二百億円の増収を見込んでおるほか、既定予算につきまして二百十三億円の経費節減を行ない、これを充当することとしたしてお

るのであります。したがって、今回の一般会計補正予算の規模は、歳入歳出ともそれぞれ八百五十一億円と相なるわけでありまして、この結果、昭和三十九年度一般会計予算は、歳入歳出とも三兆三千四百五億円となるのであります。

右一般会計予算の補正に関連して、食糧管理特別会計等七つの特別会計予算について、それぞれ所要の補正を行なうとしておるのであります。特に、交付税及び譲与税配布金特別会計におきましては、地方公務員の給与改善に必要な財源に資するため、資金運用部資金百五十億円の借り入れを行ない、これを財源として地方交付税交付金を増額することとしたしております。

次に、政府関係機関につきましても、日本国有鉄道において、新潟地震等の災害の復旧及び緊急な保安対策等を実施するため、また、北海道東北開発公庫において、新潟地震災害の復旧に伴う資金需要に対処するため、それぞれ所要の補正を行なうこととしたしております。

なお、財政投融資計画におきましては、いま申し述べました災害復旧に関連して、地方債百四十億円、日本国有鉄道二百五億円、北海道東北開発公庫四十億円を追加するほか、外航船舶の建造費の大幅増加に伴い、日本開発銀行に対し百億円を追加することとしたしております。この結果、三十九年度の財政投融資の改定計画は、先般決定を見た中小企業関係三金融機関に対する追加額二百四十億円と合わせまして、一兆四千二百二十七億円となるのであります。

これら補正予算三案は、去る十一月二十六日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、翌二十七日、田中大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月七日、衆議院からの送付を待つて、十二月八日から昨日まで六日間わたつて、佐藤内閣総理大臣並びに関係閣僚に対し質疑を行ないました。

以下質疑のおもなるものについて、概要を御報告いたします。

日韓會議につきました。『政府は何ゆゑに日韓交渉を急ぐのか。理不尽きやゝな李ラインを撤廃させることや、わが国固有の領土である竹島の返還を含めて、諸懸案の一括同時解決の既定方針は、いまでも変わりはないか。』などの質疑があり、佐藤内閣総理大臣、椎名外務大臣、赤城農林大臣から、『日韓国交の正常化は両国民大多數の希望であるから、政府としては日韓會議の早期妥結に努力をしているが、李ラインは国際法上並びに慣行上、不法不当なもので、絶対認められない。また、竹島問題については、確たる解決のめどがつかない限り、全面會議を終わらせる考えはない。わがほうとしては、相互平等の立場に立つて、条理を尽くして公正妥當な解決に達するよう努力をする。』旨の答弁がありました。

うな対策を用意しているか。」との質疑に対し、佐藤内閣総理大臣から「物価の安定は当面最大の急務であるから、政府としても真摯にこの問題に取り組み、あらゆる施策を集中する決意である。物価問題は経済の構造に深く根ざす問題であるから、個別的な対策はもちろん、総合的な物価政策を立てていきたい。」との答弁がありました。

また、最近の経済情勢につきまして、「金融引き締めめの浸透に伴い、倒産の純出、不渡り手形の激増、企業間信用の膨張、株式市場の不振等、不況の様相が深刻化している反面、生産は依然高水準を保ち、金融引き締めを緩和すれば、再び国際収支の悪化を招く危険があるが、政府は金融引き締めを緩和するつもりか。それとも、このまま引き締めを続けるのか。」との質疑に対し、田中大蔵

が四月の給与調査の結果に據つて八月に行なわれ、給与改定は五月から実施しなければならぬ、という制度上の難点があることも事実である。このような制度上の難点を政府はどのように改善を正しようとしているのか。この質疑に対し、政府は側から、「政府は、人事院勧告を極力尊重するから、特段の努力で、例年より一カ月繰り上げて、九月からの給与改善を実施することとした。その閣議決定の際、勧告の時期等につき検討を加えることとなり、目下検討中であるが、調査の時期や、予算制度上種々の困難な事情があり、まだ結論に達していない。」との答弁がありました。

次に、「政府は、食糧管理特別会計の赤字増大を防ぐため、消費者米価の値上げを行なったが、

十年記念行事等の関連問題、石炭対策、原子力発電等エネルギー政策、国鉄第三次計画、計画造船、第二国際空港等の交通問題、農政の基本方針、農業構造改革事業等の農業問題、ILO条約、公共企業体当事者能力等の労働問題、医療費等の引き上げ、健保財政の赤字、看護婦不足の対策等の社会保障問題、さらには、広く社会開発の立場からみた住宅対策、離島振興、産炭地対策、移住問題等、内外の諸問題につき、広範多岐にわたる質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて昨日をもつて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員が反対、自由民主党を代表して村山委員が賛成、公

明党を代表して鈴木委員が反対、緑風会の佐藤委員が賛成、民主社会党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十九年度補正予算三案は、いずれも多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(星宗雄三君) 三案に対し討論の通告がございまして、順次発言を許します。山本伊三郎君。

「山本伊三郎君登壇、拍手」

○山本伊三郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題になっております昭和三十九年度補正予算三案に對しまして、反対の意思を表明いたします。(拍手)

今日の日本経済の現状を見ますときに、自民党政府の誤れる所得増進政策の暴走によりまして、わが国の経済はあらゆる面にひずみと矛盾を露呈しておるものであります。すなわちわが党が前内閣当時からたびたび警告をしたごとく、過剰投資はいまや現実の生産力と化し、基幹産業全般に及び、その過剰設備、過剰生産の状況は深刻なものがあつて、これがため、金融は硬直し、企業の経営状態は悪化し、株式市場の暴落は、日銀信用による株価操作を必要とするほど異常な状態におちいつてゐるのであります。また一方、中小企業は逐月新記録をもつて倒産をしており、農業におきましても、高度経済成長の犠牲となつて、農民は苦しんでおります。物価の高騰は国民大衆の生活にきわめて不安を与へてゐるのであります。このように所得増進の経済政策の破綻一歩前に、佐藤内閣が出現したのであります。この佐藤内閣は、奇しくも池田内閣の路線をその施策の基本として踏襲することを言明されました。ここに至つては、わが党としては、いかに佐藤内閣の新鮮さを買ふといいたしましても、佐藤内閣に對しましてはきびしく対決をせざるを得ないのであります。

さて、以上わが党の態度を表明いたしました。次に、具体的に補正予算に對する反対の理由を述べたいと存じます。

その第一は、公務員の給与改善費であります。公務員の給与につきましては、今日民間との給与に比し、きわめて低いといふことは、人事院の勧告によつても明らかであります。しかも、争議権をはじめていたしまして、労働三権にきわめて制約を加へられてゐるこの公務員のために、その代償として設けられた人事院の勧告すらも完全に実施せず、過去四回も、五月実施の勧告を十月としてゐるのであります。本年はとにかく昨年より一カ月早く九月から実施したことは、一歩の前進といふけれども、依然として五月の実施の人事院の勧告を無視してゐることは変わりはないのであります。このようなことは、公務員諸君の生活の窮乏切るとともに、物価高にあへく公務員の生活の窮乏切つたのであります。政府は、地方公務員の給与引き上げに要する財源を、その不足分百五十億を交付税及び譲渡金特別会計において資金運用部から借り入れを行ない、それを財源として、地方団体に對し、交付税として交付するということでありまして、しかもその借り入れ金は五年間にわたり交付税会計から返済することになつてゐるのであります。このようなやり方は、交付税の実質的な先食ひでありまして、予算の年度主義を乱すとともに、平衡交付金制度から交付税制度に変へられた趣旨に反するものであります。したがつて、その財源措置は、当然交付税率の引き上げによつてまかなうか、もしそれが早急にできないならば、臨時の財政調整補給金として、一般会計から交付すべきであります。

第二は、災害復旧及び長雨冷害対策であります。今回の補正には、新潟地震その他の災害に對して、公共施設に對する復旧費はわずかに百八十七億しか計上されておられません。被害者の個人災害に對しての費用もまた冷害や長雨による収穫皆無の状況にある人々に對する、生活にあへく農民の低所得者の窮乏を救ふ融資や租税の減免等の措置が、十分とられておらないのであります。冬を控えてこれらの困れる人々に對する温情ある対策がとられておらないことは、佐藤総理の人間尊重の政治信念に疑いを持たざるを得ないのであります。

第三は、医療費の緊急是正に伴う増加の問題でございます。今回政府が決定した九・五％の医療費の引き上げに伴つて、総医療費の年間増加額は七百億に達するのであります。しかも一方、今回の医療費の引き上げによつて、国民の総医療費は九千三百億にも達するのであります。国民総所得の五％近くになることになりまして、政府は、このような重要な医療費問題を、中央医療協会の決定を無視して、自民党三役と厚生大臣の間の一片の了解で済めたことは、今後の医療費問題に一片の混乱を与へたものとして、政府の責任を追及せざるを得ないのであります。

第四は、生産者米価の引き上げに伴う食糧会計への繰り入れ及び消費者米価引き上げに伴う増加経費に關してであります。生産者米価の引き上げは、今日の生産性の低い農民にとつて、所得を引き上げる道として、他に方法のない以上当然であります。それがため生じた食糧会計の赤字をなすため一四・八％に及ぶ消費者米価の引き上げは、今日の物価情勢のもとに於ては容認できないのであります。しかも政府の資料によつて見ましても、低所得者はその家計への影響がきびしいのであります。われわれは、消費者米価の値上げ等により物価の高騰ムードをかもし出す政策には絶対反対するものであります。

以上は、歳出の重要な項目について触れたのであります。次に、歳入面すなわちこれらの歳出をまかなうための財源調達の方法にも大きい問題があります。政府は、今回の補正において、財源難を理由に、さきに述べました公務員の給与、災害対策等の必要な経費をきわめて削減してあります。今日の財源難は、独占奉仕による企業減税に重点を置いた従来の政府の責任であります。今回の補正予算においてみましても、法人税において二百二十億の歳入欠陥が生じております。しかも、その法人税の歳入欠陥を、勤労所得を中心とする所得税の増収六百七十億によつて穴埋めをしてゐることは、国民大衆の苛斂誅求によつて一部の独占大企業を保護にききうききうとしておることは、はかならないのであります。したがつて、今回の

補正予算において財源難を口実にすることは、従来の政府の財政政策のあやまちを露呈したものと、われわれは言わざるを得ないのであります。次に、既定経費の削減のやり方でありまして、今回の削減は、施設費、事業費、旅費、庁費等すべてに及んで、一律三％の削減をしたこととございまして、このような無理なやり方のために、暮れが迫つて病院を追い出される患者もあるといふこととあります。既定経費の削減もよいが、学校給食、危険校舎の改善費、簡易水道、清掃施設整備費、僻地往診特別補助等の諸経費のごとき、民生安定の、しかも、ぎりぎり必要な経費については考慮する必要がある、しかも、きわめてこのやうなことは能ない補正のしかたであります。社会開発とか人間尊重を言われる佐藤内閣としては、納得のいかないやり方ではありますまいか。

最後に、中小企業対策についてであります。政府は、年末の中小企業対策として、財政投融資で二百四十億、買入オペで五百億円の金融をつけたとして、中小企業対策成りという考えを持ってあります。はたしてこれだけのことで中小企業が救われるかどうかといふことは、きわめて疑問なのであります。中小企業の倒産は毎月四百件以上で、新記録をつくつております。不渡り手形の発生が月四億圓にのぼつております。しかも、それに反して、大企業は増資しやすいように共同証券を設立し、日銀から直接融資をする方法すら考へてももたないのであります。一方、中小企業は中小金融三機関を通じてわずかな融資、あとは高利貸しにたよるか融通手形によるか、それ以外に生きる道のないのが、中小企業の現状であります。佐藤内閣の中小企業対策は、はたしてこれを向いてなされておるのか、判断に苦しむものであります。

このように、現下最も緊急に措置を要する経済各部面にわたるひずみに對し、何ら抜本策を示さず、医療費、消費者米価等の値上げを行ない、国民負担の重荷を課し、国民福祉を顧みない補正予算には、わが党は断固反対を表明するものであります。以上、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 村山道雄君。

〔村山道雄君登壇、拍手〕

○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております昭和三十一年度一般会計補正予算(第一号)外二件について、賛成の意を表するものでございます。

右三案の内容につきましては、先ほど委員長からの報告にもありましたように、おもな補正要因は、第一に、公務員給与の改善を本年九月から実施することに伴い必要となる経費、第二に、公共土木施設等の災害復旧事業に必要な経費、第三に、農業災害に対処するための農業共済再保険特別会計への繰り入れ、第四に、診療報酬改定に伴う増加経費、第五に、食糧管理特別会計への繰り入れ、第六に、義務的経費の精算不足額の補てん等でありまして、いずれをとりましても、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要するものばかりでございます。ことに、本年度のように景気調整の影響を受けて租税収入が伸び悩んでおります中で、税外収入の確保と既定経費の節減につとめまして、一千億円をこえる財政需要をまかなうだけの補正予算を編成いたしました政府の努力に対して、深甚の敬意を表するものであります。

次に、予算委員会での審議の経過並びに結果を通じまして論議の対象となりました二、三の点を中心に所見を申し述べたいと存じます。

まずその第一点は、人事院勧告に基づく公務員の給与改善をいつから実施すべきであるかという点であります。政府におきましては、本年度の苦しい財源事情にもかかわらず、本問題に積極的検討を加え、物件費等につきまして、原則として三割の節約を断行いたしましたほか、欠員の補充については、これを必要最小限度にとどめることといたしまして、補正財源の捻出につとめ、従来の十月実施を一カ月繰り上げて、九月実施に踏み切ることにいたしましたのでございます。もし本案に反対する諸君の主張するようには、五月までかかるのぼつて給与改定を行なう場合には、国においてさらに八百億円という巨額の予算を必要といたしては、前述のような本年度の財政事情のもとでは、このような財源を捻出することはとうてい不可能

であると言わざるを得ないのでございます。

また、地方公務員の給与改定に要する経費につきまして、本案に反対する諸君は、その必要経費の全額を国が地方公共団体に交付すべきであると主張せられておりますが、九月一日より実施する場合でも、その所要額は、一般財源計算で総額約五百七十億円、そのうち交付団体分で約四百三十億円という巨額に及ぶのでございます。本件について、政府が国税三割の補正に伴う地方交付税の増加以外ではできるだけ地方税の自然増収を確保することにとつとめるとともに、地方公共団体も国に準じて経費の節減をはかることによりまかなうというたてまえのもとに、特に臨時の措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計が、資金運用部資金百五十億円の借り入れを行なうこととしておりまして、本年度の特殊な事情に即した適宜な措置であると認めるのでございます。

第二の論点は、消費者米価の引き上げであります。このたびの補正予算におきまして、食糧管理特別会計への繰り入れは六十億円にとどまっておりますが、これは御承知のように、生産者米価を三十八年度八・四〇、三十九年度一三・六〇と引き続いて大幅に引き上げました反面、今回消費者米価を二年ぶりに四十年一月一日から一四・八〇引き上げることとした結果でありまして、もし本案に反対する諸君の主張されましますように、消費者米価を据え置くことといたしますれば、生産者米価と消費者米価との逆差は拡大し、食糧管理制度の円滑な運営を阻害することとなるのみならず、食糧管理特別会計国内米勘定の損失は、三十九年度当初予算に対して約九百六十億円増大し、このため同特別会計調整勘定への繰り入れ所要額は、本年度当初予算に計上しております九百九十億円をさらに大きく上回る巨額に達するわけでございます。したがって、政府がこの際、消費者の家計を害しない程度において消費者米価の改定に踏み切るとともに、徳用米制度の活用と正月用モチ米価格の据え置きという措置をとられたことに對しましては、その勇断と慎重なる配慮に對しまして、ここに敬意を表する次第でございます。

さて、諸物価の値上がり傾向が問題とされておりますが、消費者米価の引き上げそのものは、家計支出に對し〇・七〇程度の影響しか与えないものであります。しかしながら、政府におきましては、こうしたことを契機として、便乗的な値上げが相次ぐことがまぬかれないと切望いたすものでございます。

第三は、災害の復旧に必要な経費の追加についてであります。御承知のように、本年は、新潟地震や、山陰、北陸豪雨をはじめ、相当大規模な災害の発生が見られ、公共土木施設及び農地農業用施設の被害報告額は、昨年の千二百億円を三百億円以上、上回っております。政府におきましては、その復旧について百八十億円にのぼる予備費支出をもつて、適宜適切な措置を講じておるところでございますが、なお、今後の復旧のために必要とする経費百六十三億円と、過年度の復旧等事業について、予定の進捗率を確保いたしますため必要とする額二十五億円との合計額を、本年度の補正予算に計上されたわけであります。また、農林水産再保険特別会計への繰り入れ二十九億円も、北海道、東北地方における冷害によつて生じた農作物被害等に対処するためのものであり、さらに財政投融資計画における日本国有鉄道に對する二百五十五億円の追加、北海道、東北開発公庫に對する四十億円の追加、及び地方債の追加百四十億円も、主として災害復旧のためのものであります。これら諸般の措置を通じて、被災地における経済の復旧と民生の安定が十分にはかかれていくことに對し、心から賛意を表する次第でございます。

このほか、診療報酬改定に伴う増加経費、義務的経費の精算不足額の補てん等も、まことにやむを得ないものであります。あわせて賛成の意を表するものであります。

最後に申し上げたいのでありますが、以上申し上げましたように、今回補正予算に計上された各経費を支出することについては、本案に反対される諸君からも、根本的には反対がないのであります。むしろ諸君の主張とおりにすれば、

さらに巨額の財政支出を要することとなるばかりでございます。

このような場合には、政府の意向をただしつつ、しかるべき財源をさがし出し、増額補正を要求するのならば、話はわかるのでございますが、本案自体に反対を唱えらるることは、私は理解に苦しむものでございます。したがって、私は、私といたしましては、本補正予算三案に對し、全会一致賛成されることを希望いたす次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提案の、昭和三十一年度予算補正三案に對しまして、遺憾ながら反対の意を表明いたしたいと存じます。

佐藤内閣に對して、素朴な国民の期待が非常に大きかったと私は思うのでありますけれども、それにかかわらず、この予算案は、前内閣の処理案件を、前内閣の政策方針どおりに編成されたものであります。次の憂慮すべき問題点を内包いたしておるのであります。

第一の問題点は、物価値上げ容認予算であるのであります。佐藤首相は、本国会の所信表明の中で物価抑制を強調しながら、実は国民生活の根柢である主食費と医療費の値上げについて、前内閣の方針をそのまま引き継いでおるのであります。

第二の問題点は、歳入補正編成にあたり、無定見な財源かき集め予算である点であります。その一つは、既定経費のうち、人件費を除く他の諸経費を、原則として、当初予算の三割分を節減している点であります。特に、施設費、補助金を含む節減であるため、明らかに事業繰り述べを抜き打ち的に強制するものと言わなければなりません。このことは、本年度通常予算が、年度半ばにして全体の三割も節減でき得る水ぶくれ部分があったということになるのであります。

その二は、地方交付金財源として、新たに資金運用部資金の融資を充当するよう法定しようとする点にあります。すなわち、地方自治体の経常経費財源に、将来返済を予定する融資部分を加えることは、交付税交付の安定を阻害するものと言わ

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第六号

なければなりません。

第三の問題点は、現在の不況に對する緊急対策費を何ら計上していない点であります。現在の不況は、単に景氣調整期のそれではなく、深刻なる生産過剰と供給過剰にもかかわらず、証券を中心とした金融のメカニズムが半ばストップしておるものであります。政府と日銀の勇断なくしてこの危機を打開することはできません。特に、昨今の中小企業連鎖倒産は目を追って激しく、政府の言う年末向け短期融資によつては、とうてい防止できるものではありません。この際、政府は中小企業危機を打開するため、手形融資資金として最低五百億圓は緊急支出すべきだと思います。

民社党が本案に反對する最大の根本理由は、現下、全国民が熱望してやまない物価対策と不況対策樹立に關して全然眼を向けず、國民の期待を完全に裏切つてゐる点であることを私は指摘強調いたしまして、反對討論を終わりたいと思います。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第六、法務省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長下村定君。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十二月十日

内閣委員長 下村 定

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案件は、最近における登記事務および交通関係事務の増加に對処するとともに、少年院の教化活動の充実強化、破壊的団体の規制に關する調査事務の充実等をはかるため、法務省の職員定数を改め、本省三百八十六人、公安調査庁二百人、計五百八十六人を増員すること。名古屋および福岡の両府県事務所を改定すること。八戸市、尼崎市および坂出市にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設置すること。等の改正を行なうとするもので、その措置はおおむね妥當と認める。

二、費用  
本法施行に伴ひ必要な経費として、二十一億四千四百二十八万八千四百圓が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

法務省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十三年六月四日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

法務省設置法の一部を改正する法律案  
法務省設置法の一部を改正する法律案  
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、三十一人」を「四五、六九七人」に、「一〇、九〇一人」を「一〇、九二二人」に、「一、八一五人」を「二、〇一五人」に、「四七、二六六人」を「四七、七二二人」に改める。

別表三旭川地方事務局の項中「稚内市」を「稚内市 深川市」に改め、「音江村」を削る。

別表四名古屋府事務所の項中「名古屋」を「愛知県西加茂郡三好町」に改め、同表福岡府事務所の項中「福岡市」を「福岡県糟屋郡宇美町」に改める。

別表五岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡鷺沼町」を「各務原市」に改める。

別表十二中「仙台入国管理事務所青森市」を「仙台入国管理事務所青森港出張所 青森市」に、「仙台入国管理事務所八戸港出張所 八戸市」に、「神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市」を「神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市」に改める。

別表十二中「仙台入国管理事務所青森市」を「仙台入国管理事務所青森港出張所 青森市」に、「仙台入国管理事務所八戸港出張所 八戸市」に、「神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市」を「神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定は公布の日から、別表四の改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

「下村定君登壇、拍手」

○下村定君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案件は、前国会に内閣より提出、衆議院において修正の上、本院に送付され、継続審査となつてゐたものであります。

その改正要旨は、第一に、法務省の職員定数を改め、本省三百八十六人、公安調査庁二百人、計五百八十六人を増員すること。第二に、名古屋及び福岡の両府県事務所を改定すること。第三に、八戸市、尼崎市及び坂出市にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設置すること等であり、本委員会におきましては、公安調査官の増員理由、暴力団対策、法務局及び人権擁護局の定員配置等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、伊藤

委員は日本社会党を、兎木委員は公明党をそれぞれ代表して、本法案件に反対し、その理由として、公安調査官の定数を大量に増員することは納得できない旨を述べられました。

次いで採決の結果、本法案件は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十三年十二月七日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案  
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律の施行後三年を経過した日」を「昭和四十三年三月三十一日限り」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔御木亭弘君登壇、拍手〕

○御木亭弘君 たいだいま議題となりました石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

石炭鉱山保安臨時措置法は、転換期における石炭鉱業の保安対策として、保安不良炭鉱に対する調査、保安施設の改善勧告、さらには廃山勧告、廃止鉱山に対する整理交付金、離職金等の交付により、保安の確保が困難な石炭鉱山を円滑に廃止させようとするものであり、本年十二月二十四日までが本法の有効期間であります。しかるに、最近の石炭鉱業合理化の急速な進展もありまして、周辺鉱山の閉山による坑内水の湧出の激増するものや、自然条件、経理条件等の悪化のため、今後保安不良の炭鉱が発生するおそれが出てまいりました。したがって、本法は、本法の有効期間を昭和四十三年三月三十一日まで延長して、保安不良炭鉱の整理を円滑に行なうとするものであります。

委員会におきましては、本法運用の実績及び今後の見通しをはじめ、石炭鉱山の保安行政の実情等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び天災に関する被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。赤城農林大臣。

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十一年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する低利資金の融通に大きな役割りを果たしてまいりましたが、最近における資本集約化、経営の協業化の進展等、農林漁業経営の推移に伴い、必ずしも経営の実態に即しているとはいえない面も生じてきております。特に第四十六回会終了後今日までの間において、北海道における冷害等、農作物等に著しく被害を被るもたらした災害が発生いたしました。したがって、現行の天災融資法による貸し付け限度額のままで、これらの災害による被害農業者等の経営資金の需要に十分には対処しがたいのであります。この法律案は、このような事態に対処して、被害農業者等に必要の経営資金を供給するため、当面必要とする措置を早急に講ずることとし、天災融資法に所要の改正を行なうとするものであります。

次に、主要な改正点を御説明いたします。

第一点は、内地十五万円、北海道二十万円と定められていた経営資金の貸し付け限度額を、それぞれ内地二十万円、北海道三十五万円に引き上げることといたします。

第二点は、政令で定める法人につき、その経営資金の特別の貸し付け限度額を設け、これを二百五十万円とすることといたします。

第三点は、すでに経営資金の貸し付けを受けている者がその償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなつた場合においては、その経営資金の償還に充てるために必要な資金の額を、政令で定める額の範囲内において、経営資金の貸し付け限度額に加算することといたします。

第四点は、以上の改正にあわせて被災農林漁業者等に対する天災融資法の特例措置に関する規定を改め、激甚災害の場合の経営資金の貸し付け限度額を内地二十万円、北海道二十五万円を、それぞれ内地

地二十五万円、北海道四十万円に引き上げることといたします。

なお、これらの改正規定は、七月以降の天災につき適用することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 衆議院議員芳賀貢君。

〔衆議院議員芳賀貢君登壇、拍手〕

○衆議院議員(芳賀貢君) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案につき、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行の天災融資法は、昭和三十年に議員立法として制定されたものであり、農林漁業災害に対する融資制度として、自來十年間にわたり農林漁業の経営及び再生産に必要な低利資金を現在まで一億圓に及び融通する措置を講じ、農林水産業の生産力の維持と経営の安定に重要な役割りを果たしてまいつたのであります。

しかしながら、現行法は、十年を経過した今日、運用の面においても農林水産業の経営の実態に適合しがたい欠陥があらわれてきたことはいふまでもない事実であります。すなわち、近時における日本の経済の高度成長は目ざましいものがあつて、成長率の低い農業と他産業との格差はますます増大して、昭和三十六年に制定された農業基本法においても空文化された運命に置かれておるわけであり

ます。しかも、最近における、物価の著しい値上がりは、農林漁業の経営に対しても必要経費の増加と資本効率の低下を招き、自立経営の維持発展に重大な障害となつております。

さらに、わが国の置かれた地理的、気象的条件は、天災による被害が連年各地に発生し、特に農林漁業のこころむる損害は甚大なものがあつて、農林漁業者も、国においても、天災によるこれらの災害については立法措置及び行政措置を講じて対処してまいつたのであります。この際すみやかに災害関係の諸制度の根本的検討を進め、災害復旧、災害補償、災害融資等についての国としての責任を明確にすべきであります。

特に農業経営に必要な資金の需要は増加の一途を

を示し、生産資材等の価格の高騰とあわせて投入量においてもはなはだしく増大しており、農林漁業の経営は、本法制定当時と比較した場合、その実態に大きな変貌を来しているにもかかわらず、現行法は旧態依然として運用されており、ほとんど全文にわたり、不合理、不適当な個所が指摘されるのであります。したがって、わが日本社会党といたしましては、近時における災害が農林漁業に与える影響と被害農林漁業者の経営の実態に留意し、この際現行法に積極的な検討を加え、すなわち、被害者となり得る要件の緩和、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け金利の引き下げ等貸し付け条件の緩和、利子補給及び損失補償の円庫補助率の引き上げ等について所要の改正を行なうこととしたのであります。また本年度において本土を襲った台風二十号の激甚災害、及び未曾有の被害をもたらした北海道の冷害に対しても、本法を活用し、早急に対策を講ずる必要があると認められますので、両案につきましても適用できるようにしようとしております。

以上が本改正案を提出した理由であります。

次に、本法案の概要について申し上げます。

第一点は、第二条第一項の被害農林漁業者となり得る条件を緩和いたしまして、広く被害農林漁業に對し、天災資金の融通を受けられるようにし、かつ農作物等の減収量が平年度の収穫量の三〇%以上であり、かつその損失額が平年度の総収入の一〇%以上である旨、または果樹等の損失額が被害時の三〇%以上である旨、市町村長が認定した場合は、被害農業者として本法による天災資金の貸し付けが受けられることとなつております。ありますが、この被害率を緩和し、農作物等の減収量の三〇%を二五%に、同損失額の一〇%を八%に、果樹等の損失額の三〇%を二五%にしうとするのであります。

〔議長退席、副議長登壇〕

林業者につきましても同様に、薪炭等の損失額がその者の平年度の総収入の一〇%である旨、または炭がま等施設の損失額が被害時の五〇%以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となつておりますが、この被害率

昭和三十三年十二月十五日 参議院會議録第六号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

七八

を緩和し、薪炭等の損失額の一〇%を八%に、施設の損失額の五〇%を四〇%にしようとするものであります。また、漁業者等につきましても、同様に、魚類等の損失額がその者の平年度の総収入の一〇%である旨、または漁船、漁具等の損失額が被害時の五〇%以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となっているのであります。この被害率を緩和し、魚類等の損失額の一〇%を八%に、漁船、漁具の損失額の五〇%を四〇%にしようとするものであります。

第二点は、第二条第二項の特別被害農林漁業者となり得る条件を緩和いたしまして、被害農林漁業者のうちその大部分の者に対し特別低利資金を融通することができるようになすものであります。

すなわち、特別被害農業者として特別低利資金の貸し付けを受けることのできる農業者は、現行法においては、農作物等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇%以上、開拓者の場合は三〇%以上である旨、または果樹等の損失額が被害時の五〇%以上、開拓者の場合は四〇%以上である旨、市町村長の認定を受けたものとなっているのであります。これらの被害率を緩和し、農作物等の損失額の五〇%を四〇%に、開拓者の三〇%を二五%に、また、果樹等の損失額の五〇%を四〇%に、開拓者の四〇%を三五%にしようとするものであります。特別被害農業者につきましても、同様に、薪炭等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇%以上である旨、または炭がま等の施設の損失額が被害時の七〇%以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となっているのであります。この被害率を緩和し、薪炭等の損失額の五〇%を四〇%に、施設の損失額の七〇%を六〇%にしようとするものであります。

また、特別被害漁業者につきましても、同様に、魚類等の損失額がその者の平年度の総収入の五〇%以上である旨、または漁船、漁具の損失額が被害時の七〇%以上である旨、市町村長の認定を受けた者が貸し付け対象者となっているのであります。この被害率を緩和し、魚類等の損失額の五〇%を四〇%に、漁船、漁具の損失額の七〇%を六〇%にしようとするものであります。

さらに、現行法におきましては、特別被害農林漁業者としての条件を整えているにもかかわらず、その者の被害地が特別被害区域の指定を受けられないがために、特別低利資金の貸し付けを受けられないという大きな矛盾があるのであります。すなわち、法第二条第五項で、特別被害地域として指定を受けることのできる条件は、原則として旧市町村の区域の被害農林漁業者の中に特別被害者が一〇%以上ある区域となっているのであります。しかしながら、被害の深度は、指定地域であるがゆえに必ずその他の地域より大きいとは断定し得ないのであります。法の適用の公平を期するためにも、この際、この不合理な条件を廃止しようとしているのであります。

第三点は、第二条第四項第一号から第三号までの経営資金及び同条第七項の事業資金についての貸し付け限度額の引き上げ及び貸し付け条件の緩和をはかることと、この際、農業法人等に対する貸し付け制度を新設し、本法の拡充をはかることとしたのであります。すなわち、経営資金の貸し付け限度額については、現行法の被害農業者に対する十五万円を四十万円に、北海道の地域にあつては、二十万円を五十万円に引き上げるとともに、農業法人に対しては四百万円を、北海道にあつては五百万円を限度として貸し付けようとするものであります。また、以上のように貸し付け限度が定められているにもかかわらず、現行法にあつては、被害額を基準として、政令で定めるところにより算出された額が法律で定めた貸し付け限度額よりも低い場合は、その低い額によるものと規定されているのであります。

この政令により定められる率は、過去の政令のほとんどが被害額の三〇%と定めていた関係上、貸し付け限度額が不当に制限されており、必要経営資金の額を大きく下回り、実情に沿わなくなっているものであります。したがって、少なくとも被害額の四〇%以上は貸し付けすべきであるとの観点に立つて、政令にゆだねる最低率を四〇%以上とするように明定したのであります。また、償還期限及び貸し付け金利につきましても、貸し付け額の増額に伴ひまして、農林漁業者の返済能力と経営に悪影響を与えない限界を考慮して、相当率

の緩和をはかりようとしているのであります。すなわち、現行償還期限の五年以内を十年以内に延長するとともに、据置き期間三年以内を新しく設けることとし、また、金利につきましても農林漁業の低収益性と災害資金の特質を考慮して、現行六分五厘を三分五厘に、開拓資金の五分五厘を三分、特別低利資金の三分五厘は、二分に引き下げることにしているものであります。また、被害地域の農業者協同組合等の事業資金についても、経営資金の条件緩和に伴ひまして、貸し付け限度額、貸し付け条件の緩和をはかることとし、すなわち現行の貸し付け限度額の五百万円を一千万円に、連合会に対する貸し付け限度の一千万円を二千万円にするとともに、償還期限の三年以内を五年以内、金利の年六分五厘を三分五厘にしようとするものであります。

第四点は、第三条及び第四条の地方公共団体の負担する利子補給及び損失補償に対する国庫補助額の引き上げであります。災害を受けた農林漁業者の属する市町村及び都道府県の財政負担を軽減することは、被害農林漁業者に対する措置と同様に欠くべからざるものであり、被災災害に対処するための財政援助等に関する法律もこの趣旨をくんで立法されたことは明かでありました。したがって、地方公共団体の負担する利子補給及び損失補償につきましても、原則として全額を国庫で負担するようにしようとするものであります。すなわち、現行法の利子補給は、三分五厘資金にあつては、利子支払い額の五〇%またはその年の貸し付け額を年利二分五厘で計算した額のどちらか低い額となつておりますのを、基準利子の九分五厘と三分五厘の金利差の六分の利子の全額を国庫負担にしようとするものであります。開拓者の三分資金については、基準利子の九分五厘と三分の金利差の六分五厘の利子の全額を、また、特別被害農林漁業者に貸し付ける二分資金については、基準利子の九分五厘と二分の金利差の七分五厘の利子の全額を国庫補助しようとするものであります。かくのごとく市町村及び都道府県の利子補給分の全額を国庫補助することになった場合にあつても、市町村及び都道府県が被害農林漁業者の支払う利子の一部を補助することを禁じているわけ

ではなく、その部分を補助したとしても、その補助金については、国庫は補助の対象としないこととしておるのであります。また、損失補償につきましても、現行法においては、損失補償額の五〇%か、または貸し付け額の年二分五厘で計算した額か、どちらか低い額を補助することとなつておりますのであります。今回、全額国庫補助にしようとしているのであります。

次に、被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正について申し上げます。本案は、その内容が天災融資法の改正に伴ひまして、その均衡上の改正部分のみでありますので、改正の趣旨につきましても、重複を避けるためこれを省略させていただきますことといたし、改正の内容について申し上げます。

第一点は、第八条一項の経営資金の貸し付け限度の引き上げ及び貸し付け条件の緩和についてであります。すなわち、現行法の貸し付け限度額は、一戸当たり二十万円、北海道については五十万円であり、政令で定める者にあつては五十万円となつておりますので、一戸当たり六十万円に、北海道については七十万円に、政令で定める者については百万円とするほか、新たに農業法人等に対する貸し付けの道を開くこととし、その限度額は六百万円に、北海道にあつては七百万円とすることとし、法人のうち、政令で定める者にあつては一千万円としようとするものであります。また、償還期限につきましても、現行の五年を十年とし、政令で定める者に貸し付ける資金について七年を十三年にしようとするものであります。そのほか、被害地域の農業者協同組合等に対する事業資金の貸し付け限度額及び貸し付け条件の緩和については、組合に対する一千万円を二千万円に、連合会にあつては一千五百万円を三千万円に引き上げることとしたのであります。

次に、本案の附則において、本法は昭和三十三年七月一日以降の天災または災害につき適用することとしたのであります。これは先ほど申し述べたとおり、台風二十号及び北海道の未曾有の冷害が激甚であることにかんがみて、本法をこれらの災害に適用する必要があるためであります。

以上、この法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)  
○副議長(重政廣徳) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。吉田忠三郎君。

【吉田忠三郎君登壇、拍手】

○吉田忠三郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに閣僚大臣に質問するものでござい

ます。提案理由説明でも明らかなように、改正せんとする趣旨は、第四十六国会終了後今日までの各種の天災、特に北海道における冷害に対処するものであると存するものであります。御承知のとおり、本年、北海道の冷害による被害総額は五百七十三億をこえるものでございます。被害農家十五万戸をこえ、その被害の規模と深さは、かつてないものであります。

さて、今次災害を顧みるに、明らかに私は天災であると言わざるを得ません。また、人災であると言つて差しつかえないと思つて、ことばをかえて申し上げます。多年にわたる政府の農業政策の欠陥が一挙に今日集積された政治災害であると申しても、私はあえて過言ではないと思つております。(拍手)このことは、今日、日本農業と農民は、政府の農業政策の破綻によつて、経営と生活は危機に瀕してあります。特に北海道農業にその現象があらわれ、農民は負債の累積と本年の冷害で、さらにきびしい重圧を加えられて

いるのであります。すでに生活と経営は破綻され、飯米さえ持たぬ者が多数出ており、学生、児童の中には、昼食を持参せず通学する子供も多く、中には貧乏の希望を失ひ、絶望のあまり家族とともに死を選ぶ、まことに痛ましい犠牲者も出ているのであります。これらは、まさに政府の貧困なる農業政策と、一面においては社会保障政策の欠陥による犠牲であることを、指摘せざるを得ないのであります。

したがって、私はこの際、第一に、災害の補償と被害者の救済は国の責任で実施されなければなら

ないことを佐藤総理大臣に要求するものであります。そしてまた、緊急にして万全なる冷害対策はもとよりではございませんけれども、これらの根本的な解決は、わが国の農業と農民の生活と経営を守る農業政策の確立と完全なる社会保障政策の確立以外にはないと私は考えます。この際、佐藤総理の御所見を承りたいのであります。

さらに、総理にお伺いいたす第二の問題は、従来ややもすると、災害対策にあたり、天災は不可抗力である云々という政府並びに官僚諸君がよく使つた常用語であります。私は、このことは、そうしてまたこの思想に、根本的な問題があると考えるのであります。われわれは、現代の進歩せる科学を駆使し、政治の英知と勇気と情熱によつて、政府各級機関と、そしてまた国民大衆の協力を動員いたし、断固としてこのおそろべき自然の暴威と戦ひ、未然に災害を防ぐとともに、発生した災害をも克服をしなければならぬし、また私はなし得ると思つております。災害対策基本法によりますれば、防災全般についての対策を樹立することになっております。この中には、今次冷害、つまり北海道の異常低温にかかわる冷害害なる自然現象について、もちろんその事前予防のための科学的研究等々、中央防災会議の会長である総理は、これらについて具体的にどのような指示を与えたか、いかなる対策を今日まで進めてこられたのか、北方農業振興対策を含めてこの際承り、総理の明快なる答弁を求めるものであります。

次に、天災融資法の改正についてであります。提案理由でその説明が若干ございました。現行法、すなわち天災融資法は、わが党提案者も申ししたとおり、昭和三十年に議員立法として制定されたものであります。農林漁業災害に対する融資制度として、自來十年間にわたり、農林漁業の経営及び再生産に必要な資金を現在まで融通する措置を講じ、生産力の維持と経営の安定にかなり重要な役割を果してまいりましたことは、御承知のとおりであります。しかしながら、現行法はすでに十年一昔を経過をいたしておりますので、今日、運用の面においては、農林水産業の経営の突進に適應しがたい欠陥があらわれてきていること

は、これまたいふまでもない事実であります。加えて、高度経済成長政策の失敗から、成長率の低い農業と他産業との格差はますます増大をしております。昭和三十六年に制定された農業基本法も、いまだ空文化される運命にあると私は考えます。しかも、最近における物価値上がりはたいへんなものがございます。これが直接間接的に農家経営の必要経費増を余儀なくされ、全国農家一戸当たり平均現金支出は、昭和三十年は七十六千円であつたものが、三十八年には十五万二千円で、一九九・七〇、飼料二五〇％、農機具またしかりで、一五七〇となつてゐるのであります。したがって、これらが資本効率の低下を招き、自立経営の維持発展に重大な阻害となつています。総理は、これらの現状認識をいかに分析し、そして把握をされ、具體的に、その打開策、すなわち災害関係の諸制度の根本的な検討、災害復旧、災害補償、災害融資等について、この際、国としてその責任を明らかにしていただきたいと思つております。

次に、農林大臣にお伺いをいたします。前に申し述べたとおり、生産資材の価格の高騰とあわせて、投入量においてもはなはだしく増大をしております。農林漁業の経営は、本法制定当時と比較した場合、その実態に大きな変貌をきたしたにもかかわらず、現行法は旧態依然として運用されてゐるのであります。ほとんどの全文にわたつて、今日では、不合理、不適当なものとして指摘されなければなりません。したがって、近時における災害が農林漁業者に与える影響と被害はきわめて大きなものでございますだけに、農林漁業者の経営の実態を私は留意いたし、この際、現行法に積極的な検討を加へ、すなわち、被害者となり得る要件の緩和、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け金利の引き下げ、貸し付け条件の緩和、利子補給及び損失の補償の国庫補助率の引き上げ等について抜本的な改正を行ない、本年度における本土を襲つた台風二十号の激甚災害はもとより、未曾有の被害をもたらした北海道の冷害に対処すべきであると考えます。

私は、かかる立場から、第一に、被害農林漁業者になり得る条件緩和についてお伺いをいたします。政府提案では、現行法の諸条件を基準とした

しまして、その二〇％程度の条件緩和を若干いたそうといたしておりますけれども、この際、思ひ切つた大幅な改正をいたし、さらに、一歩広く被害農林漁業者に対する本法適用、天災資金の融通を受けられるようにすべきではないか。具體的には、本日同時議題となりまして、先刻御承知のようにながわの提案の説明がございましたが、政府は、この際、このわが党提案にかかると「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案」を、そのまま本法として採用いたし、法の適用公平の原則からしても、現行法の不合理なる条件を廃止をいたし、幾多の矛盾を是正をして、もつて被害農林漁業者を救わなければならないものと私は考えるのであります。この際、農林大臣の御所見はいかがでございますでしょうか、お聞かせ願ひたいのであります。

次に、金利についてであります。御承知のように第四十六国会におきまして、池田前首相が、必要があれば年二分の資金を貸し付けることを考へると言明をいたしてゐるのであります。今日、農家経営を圧迫している原因は幾つかございませう。その重要な原因の一つに、多額の負債があることとす。借金で苦しんでゐる農家が災害にあひ、生活のしようがない、心ならずもまた借金をしなければならぬ。これではとうてい農業を持統していける道理はないのであります。かかる現状が、私は、前池田総理大臣の言ひ、必要があればのことばに尽きると存じます。財政、金融、金利引き下げについて、この際、大蔵大臣の考え方を聞かしていただきたいと思つております。

災害対策は、決して融資だけではないはずで、その根本的な対策は、災害によるすべての損失を完全に補てんするものでなくてはなりません。私は、このために政府は、本改正法案のみではなく、日本農業全般にわたる、いわゆる農業政策の一環として、その関係法律をもすみやかに抜本的に改正する必要があると存じます。政府の所信と、最後に、ただいままでの私の質問に対して、質問を終わります。(拍手)

【国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】

ただ、この災害対策について基本的な態度をいろいろお尋ねになりました。農業政策の基本的なものがないからではないか、あるいは社会保険制度が、十分これに思いがいたされてないからではないか、こういうような基本的なお話がございました。しかし、吉田さんも御存じのように、農業基本法ができ、そうしてその線に沿ってあらゆる施策を講じつつあります。また、基本的な施設についての国家的補助もすでに行なわれていることは御承知のとおりであります。また、災害が一人に起された場合に、その方々に対して、社会保険制度、これが役立つこともよくわかります。私どもは、災害を未然に防ぐ、こういう意味で、災害が起こる前にその状態を整備するべからぬと思います。また御指摘のように、災害はいわゆる施設災害、また農作物災害、この二つに分かれておりまして、その施設災害に対しては早期復旧を政府も助成をし、また農作物の災害に対しては補償等の施策を講じることがはすでに御承知でありますから、詳しくは申し上げません。さらに、災害防除に対してあらゆる科学技術を使え、——お説のとおりだとも思います。今日の科学技術の進歩とその姿をすべてすれば、自然の悪念を件を必ず克服し得る、かように私は思いますので、そういう意味の科学技術の使い方、これはもちろん考へていたかなければならない。また、私が中央においては、気象庁や科学技術庁を動員いたしまして、そうして長期にわたる天候の見通し、これなれば最もそれが事実と適合しておればたいへん役立つことだと思えます。今日までの長期気象観測はまだまだ十分だとは思いませんが、これができておれば台風等の被害を最小限度にとどめ得る。また、今回生じた北海道の冷害など、もさらにふりうする余地があったのではないかと、かようにも思いますので、今後とも、気象庁、さらに、科学技術庁を動員いたしまして、先ほど申すような科学技術、これをこの方面にも役立たいと、かように考えます。

また、寒冷地についていかようなことを行なうか、こういうお尋ねでございましたが、私も、かつて北海道開発庁長官をいたしまして、北海道の

またこの災害のうちに、施設あるいは農作物については大体の政府の考え方を申しました。同時に、個人財産の被害、これを天災でこうむった被害については、個人財産といえども、政府が全部責任を持ってこれを処理しろ、こういうようなお話があったかと思いますが、ただいままでのところ、補償あるいは補てん、こういう点につきましては、政府は個人財産についてまで全部を納税者の責任で処理するということは、どうも考えかねるのであります。個人財産につきましては、まず個人の方々のみずからの力で立ち上がつていただくことを念願して、同時に、その足らない点を政府が補助し、育成していく、かような考え方をしておりますので、ただいままで、その補助率をもう少し上げるとか、あるいは助成率を上げるとか、こういう方向でいろいろ研究されておられる、かように私は承知いたしておりますが、いづれにいたしましても、災害を申しこむられた方々に對して、心から御同情を申し上げ、そして一日も早く再起される元氣を出していただくようにお祈りする次第でございます。(拍手)

○国務大臣（赤城宗徳君） 天災融恤法の対象条件等をもつと緩和したかどうかという御質問でございます。被害者農林漁業者は、自力のみでは天災による被害から立ち上がれない、こういうのに限定して所要の援助を行なっているのをごさいます。と、災害対策といったしましては、このほかに助成で、被災等もありますので、農林漁業経営の実績から見まして、現在の条件が酷だと、こういうふうな考えておられますので、当分の間いまの条件でやっていきたいと思ひます。

金利の面についてのおねねがございました。現行天災融資法の金利は、御承知のように、特別被害者の場合は三分五厘、普通の被害者の場合は、いうことでございます。これは最新の統計等によりまして、現金の経営費はどの程度であるかということを勘案してこのたび貸し付け限度額を上げたのでございますので、このたびの措置がおおむね妥当であると私どもは考えておるわけでございます。

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 天災融資法の改正につきましては、災害を受けた農林漁業者の資金需要の増大に対処いたしまして、経営資金の貸し付け限度額の引き上げ、第二には、法人に対する特別の貸し付け限度額の設定等の改正を行ないますとともに、激甚災害法が適用される場合の貸し付け限度額につきまして必要な引き上げを行なつたものでございます。個人で激甚災害法が適用される場合には、北海道では四十万円、内地では二十五万円まで融資を受け得ることになりました、この改正が行なわれることも考慮いたしまして、北海道冷害に対する天災融資法による融資ワケは、さきき決定配分をいたしました四十五億円を、約百億円程度に増額を検討中でございます。その意味におきまして、被災者の資金需要に対しましては、大体対処できるものと考えておるわけでございます。

なお、被災農民の災害復旧施策等につきましましては、以後も前向きで対処してまいりたいと存じます。

す。(拍手)  
○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。  
次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたし  
午後零時二十八分散会

出席者は左のとおり

|    |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|
| 議長 | 副議長 | 議長  | 副議長 |
|    |     | 重宗  | 重政  |
|    |     | 雄三君 | 庸徳君 |

市川 房枝君  
林 堦君  
鬼木 勝利君  
北口 龍德君  
二木 謙吾君  
島島 德次郎君  
山 高しげり君  
鈴木 市藏君  
石田 次男君  
野 知 浩之君  
渋谷 邦彦君  
青田 源太郎君

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 赤岡 | 文三君  | 中尾  | 辰義君   |
| 北條 | 鶴八君  | 淺井  | 亨君    |
| 大竹 | 平八郎君 | 前田  | 佳都男君  |
| 鈴木 | 恭一君  | 森部  | 隆輔君   |
| 加賀 | 山之雄君 | 小平  | 芳平君   |
| 二宮 | 文造君  | 鈴木  | 一弘君   |
| 森  | 八三一君 | 上原  | 正吉君   |
| 最上 | 昂吉君  | 松平  | 勇雄君   |
| 野上 | 英子君  | 白木  | 義一郎君  |
| 柏原 | ヤス君  | 高瀬  | 莊太郎君  |
| 岩沢 | 忠恭君  | 岡崎  | 貞一君   |
| 中山 | 福藏君  | 三木  | 與吉郎君  |
| 辻  | 武寿君  | 和泉  | 覺君    |
| 村上 | 義一君  | 佐藤  | 尚武君   |
| 野田 | 俊作君  | 小山  | 邦太郎君  |
| 木暮 | 武太夫君 | 太田  | 正孝君   |
| 笹森 | 順造君  | 植木  | 光教君   |
| 鈴木 | 一司君  | 沢田  | 一精君   |
| 和田 | 鶴一君  | 木村  | 陸男君   |
| 中上 | 川アキ君 | 森田  | タマ君   |
| 源田 | 尖君   | 熊谷  | 太三郎君  |
| 久保 | 勘一君  | 山崎  | 齊君    |
| 井川 | 伊平君  | 植垣  | 弥一郎君  |
| 岸田 | 幸雄君  | 川上  | 為治君   |
| 仲原 | 善一君  | 豊田  | 雅孝君   |
| 天坊 | 裕彦君  | 竹中  | 恒夫君   |
| 鈴木 | 万平君  | 江藤  | 智君    |
| 亀井 | 光君   | 山下  | 春江君   |
| 山本 | 利壽君  | 大谷  | 贊雄君   |
| 館  | 哲二君  | 佐藤  | 芳男君   |
| 青柳 | 宜夫君  | 平品  | 敏夫君   |
| 堀本 | 繁雄君  | 堀   | 末治君   |
| 藤野 | 繁雄君  | 新谷  | 寅三郎君  |
| 西郷 | 吉之助君 | 紅露  | みつ君   |
| 木内 | 四郎君  | 植竹  | 春彦君   |
| 田中 | 茂樹君  | 大野  | 木秀次郎君 |
| 寺尾 | 豊君   | 草藥  | 隆岡君   |
| 平井 | 太郎君  | 黒川  | 武雄君   |
| 山口 | 甚五郎君 | 井野  | 碩哉君   |
| 谷口 | 慶吉君  | 山本  | 正利君   |
| 鍋島 | 直紹君  | 山本  | 杉君    |
| 栗原 | 祐幸君  | 川野  | 三曜君   |
| 丸茂 | 重貞君  | 日高  | 仁君    |
| 米田 | 三郎君  | 長谷川 | 広君    |
| 米田 | 正文君  | 村山  | 道雄君   |
| 鹿島 | 俊雄君  | 木島  | 義夫君   |
| 大谷 | 藤之助君 | 柴田  | 榮君    |
| 西田 | 信一君  | 松野  | 孝一君   |
| 稻浦 | 鹿蔵君  | 石井  | 桂君    |

資君

いて詳細に明示されたい。  
岩手セメント工場公害について

昭和三十一年十二月十五日 参議院會議録第六号

岩手県東磐井郡東山町にある東北開発株式會社所有のセメント工場から発生汚散する粉塵によつて東山町一帯における農作物及び生活環境悪化の公害ははなはだしいものがある。この事実を重視し、社会党東北開発特別委員会の公害問題調査会は本年二月十五日から二日間、わたり現地調査を行ない、その被害状況を確認するとともに、東山町及び町民代表・会社側代表によつて構成する調査会を設置し、早急に損害の補償を行なうとともに、収束装置を設備してこれの抜本的な改善を行なうべきことを申し入れた。これに對して当時それぞれ善処する旨約しながら、加害者の立場にある会社側が今日依然として誠意ある態度を示していないことははなはだしく信義に反するものである。このようないふ会社側の態度について、四の項で述べた如く、最高責任者たる政府に對し本問題の早急かつ誠意ある答弁を要求する。

七、その他産業開発・企業誘致に對する特別措置に對しては、次の各事項に對する政府の見解を明示された。

1 新産業及び農産加工コンビナート地帯における地価高騰を防止するための有効な抑制策を早急に講ずべきと思ふがその具体策は如何。

2 企業誘致にあつては一定限度の不動産取得税、固定資産税の減税措置をとつた自治体に對しては、國がそれを肩替りすべきであると思ふが如何。

3 地域開発に資する特定の新規企業に對しては、電力料金の軽減を行なうための政策料金を設定するための特別措置を講ずべきと思ふが如何。

内閣参費四七第一号  
昭和三十一年十二月八日  
内閣總理大臣 佐藤 榮作

参議院議員渡辺勘吉君提出昭和四十年年度東北開発事業計画に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺勘吉君提出昭和四十年年度東北開発事業計画に關する質問に對する答弁書

一、国土調査については、従前より国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に基づき実施されてきたが、その緊急性にかんがみ、計画的な実施をはかるために、国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第四十三号)に基づく国土調査事業十一年計画を昭和三十一年五月十日に

閣議決定し、現在この計画に沿つて、地籍調査、土地分類調査等の事業を推進し、土地利用の効率化に資することとして昭和三十一年八月度以降順調に実施されている。

また、東北地方は比較的地質資源に恵まれているため、探鉱開発のための調査を積極的に推進する方針であり、現在地質調査所において秋田県北鹿地区を中心として基礎的な地質調査を行なう一方、この調査に基づき金属鉱物探鉱促進事業団においてボーリングによる調査を行なつており、また石油、天然ガスについても地質調査所が秋田、山形、新潟県について埋蔵基礎調査を実施している。

二、(1) 国土開発縦貫自動車道については、前国会において予定路線の決定した東北縦貫自動車道等五路線のうちくに緊急を要する区間について、できるだけ早く建設に着手し得るよう検討をすすめたいと考えている。

(2) 國鉄は、昭和三十六年度を初年度とする第二次五カ年計画において、幹線輸送の強化に重点をおき、その一環として東北本線の複線化、電化を進めてきたが、目下第三次長期計画を検討中で第二次五カ年計画に引き継ぎ幹線輸送強化に重点をおき、全国主要幹線の複線化、電化を進める方針であり、東北地方においては計画期間中に東北本線の残余区間と羽越本線については全線複線化、電化、奥羽本線、磐越西線等の複線化を実施する予定である。

(3) 東北地方の道路、港湾、河川改修事業等については、それぞれ重点を明確ならしめ、事業の効率的促進をはかる方針である。

道路整備事業については、旧一級国道を中心とし、その他地域開発の根幹となる主要路線に重点をおいて、大幅な事業費の増大をはかる等それぞれ計画に基づいて実施することとしており、港湾整備については、拠点性の強い地域の港湾を中心とする事業の促進をはかる方針である。

また河川改修事業については、東北地方の河川の特長にかんがみ、水害の多発する地域の河川および農業構造改善事業等地域の総合開発のため緊急に改修を要する河川等に重点をおき、極力事業の促進をはかる方針である。

三、(1) 農業地域においては農業近代化のための施設を重点的かつ有機的に整備することは、地域の農業近代化を促進するうえに必須の方策であり、この観点から昭和三十一年度および三十九年度に「農業経済調査」を実施し、農業の生産地形成の現状およびこれに對する広域農業近代化施設の現状と問題点

について調査を行なうこととし、とくに東北地方については各県とも調査を実施している。

今後は、この調査結果にもとづき、広域的観点に立つて農業近代化施設の整備の実施について、早急に具体的な検討を進める方針である。

(2) 経済審議会農林漁業分科会報告に提案されているいわゆる農業振興地域の構想について、農業経済調査の構想にも関連があるので、慎重に検討する方針である。

(3) 農業金融に對しては、逐年融資枠の拡大をはかる等その充実改善につとめてきたが、農業近代化に對する農業金融の緊要性にかんがみ、低利長期資金の円滑な供給について、一層の充実をはかる方針であるが、北海道東北開発公庫に農業金融を行なわせることについては、同公庫の性格上困難である。

(1) 東北開発株式會社は東北開発三法の精神に基づき地域開発の責務を果すべく努力してきたが、昭和三十一年度累積欠損金約三十六億圓を計上するにいたつた。

その赤字原因は経済情勢等の変化にもよるが、同社の支出に占める人件費、金利、償却費の割合がきわめて高く、また直営事業部門のうち構造的に斜陽化しつつある業種を含んでいる等のためである。

上述の赤字原因を解消し、将来の飛躍的發展を期するため五カ年計画を作成し、企業合理化を推進するとともに中核事業部門であるセメント事業、ハード・ボード事業については、積極的に拡充強化をはかり、また化工事業部門についても、将来有機合成部門へ転換できるように各種の合理化を行なつていく。

一方金利、償却負担の軽減をはかるため政府出資(昭和三十一年度十二億圓払込済)を行ない、会社の體質改善と発展的基盤の強化に努力して行く。

したがつてこの計画に即して、所期の目的を達成することといたす方針である。

(2) 東北開発株式會社は計画に基づき、再建を軌道にのせることが当面の急務であつて、再建の確実な見通しなしに新規事業を実施させるべきではないと考えている。

同社の企業基盤が脆弱のまま新規事業に手をつけてゆくことは、経営基盤をますます弱めるばかりでなく、当該新規事業の発展を期待することも困難であると考えらるからである。

将来再建の成果があり、企業基盤が確立されれば新規事業を推進させる意向である。

(3) 本年四月会社経営の衝にあたる役員を一新し、あらたに有能な民間出身者を任命した。目下社内人事を刷新し、新理事を中心として社内一丸となり、会社再建に努力している。

五、むつ製鉄株式會社は昭和三十一年四月三菱グループとの合併で発足した。爾來、数度にわたる実施計画案の作成が行なわれたが、いずれの案も企業採算を得ることが困難で三菱グループの了解も得られず、成果を得るにいたらなかつた。

昭和三十一年十一月十六日にいたり、三菱グループより企業提携を辞退したい旨の申し入れが東北開発株式會社になされた。

経済企画庁においては、かかる事態にたいし、東北開発株式會社三菱グループなど関係方面とも打ち合せの上、本事業の今後の取扱いについてできるだけ早く、結論を得るべく努力している段階である。

六、岩手セメント工場の煙害の原因はシャフト・キルンによるものであるが、レポール二号の新設当初、一時的に粉じんを放出したことが加わり、問題化したものである。

現在ではレポール二号による粉じんの放出はなくなり、シャフト・キルンによる煙害防止についても集じん装置を早急にとりつけるべく、目下技術的検討を加えており、早々に着工に入る予定である。

なお、地元被害については東北開発株式會社において、目下円満解決が行なわれるよう努力している。

七、(1) 地域開発の拠点である新産業都市等については必要な工業用地等の計画的な配置造成を推進して、思惑的な地価高騰に對するよう指導するとともに、地方公共団体の用地取得造成に對する起債措置、公共用地取得の効率化、宅地取得に關する先買制度等諸般の措置を通じて総合的な地価対策を実施してゆく方針である。

(2) 地方公共団体が低開発地域工業開発地区、産業地帯振興地域または新産業都市の区域内に企業を誘致した場合は、一定の条件に依つて不動産取得税、固定資産税に對して税の減免を認め、これに伴う地方公共団体の減収額に對しては一定の基準により地方交付税の算定を通じて補てん措置を講じている。

(3) 電力料金は、電気事業の健全な発達と需用家の利益を確保するため、契約種別などの原価に基づき、公平に算定することとなつてい

定する。これは困難であると考えらる。

明治三十五年 第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円  
大蔵省印刷局  
東京港区赤坂東町二番地  
電話 東京 五八二 四四二(二台)